

第10回まちづくり基本条例に関する調査

所属課	
記入者	

問1

平成28、29年中に開催した、法律、条例・要綱・規則等に定めがある委員会・審議会等(以下「附属機関等」といいます。)について伺います。
【条例第10条関係】(該当がなければ問2へ)

【まちづくり基本条例】
(附属機関の構成等)
第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等(以下「附属機関」という。)の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。
 2 公募の委員は、男女同数を原則とする。
 3 附属機関の会議は、公開を原則とする。

①附属機関等の名称等				②委員の選任状況										③会議の公開の状況												
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)		
附属機関等の名称	設置年度	設置根拠法規の名称	設置根拠条例・規則・要綱の名称	委員数	委員の内、女性の数	委員の内、女性の数の割合	男女		委員の内、公募委員の数	公募委員がいない理由	左欄が「その他」の場合の理由(ご記入ください)	公募委員の内、女性の数	公募委員が男女同数となっていない理由	左欄が「その他」の場合の理由(ご記入ください)	会議の公開・非公開	非公開の理由		会議の開催予告		市ホームページで会議録公開	会議結果の市報掲載	市役所情報コーナーにおける会議情報の公表	その他公共施設における会議情報の公表	左欄、公表場所(ご記入ください)	その他の方法による公表	
							委員長の男女別	左欄が「その他」の場合の理由(ご記入ください)								左欄が「その他」の場合の理由(ご記入ください)	市報で周知	ホームページで周知								
						#####																				
						#####																				
						#####																				

1公募をしたが応募が無かった、もしくは少なかった。
2専門的な内容のため公募に馴染まない。
3条例の規定を知らなかった
4、その他

1、公募をしたが応募が無かった、もしくは少なかった。
2、会議内容が男女同数に馴染まない
3、条例の規定を知らなかった
4、その他

1、個人情報に関わるため
2、非開示情報を審議するため
3、公開に馴染まないため
4、その他

○×